

沖浦観音春季大祭

毎年恒例の沖浦観音春季大祭が行われます。

国指定重要文化財の木造十一面観音立像と桜の名所で知られる沖浦観音祭りに、ご家族おそろいでぜひご来場ください。

【日時】 4月17日(日)
午前11時～

【場所】 萬松山瑞龍寺(長浜町沖浦)

【内容】

▽午前11時～ 観音法要
▽正午～ 餅まき・福まき
※民謡・豊年踊り・大正琴・ペリ
ーダンス・出店などもあります。

【問い合わせ先】
長浜支所 ☎1198



就学費用を援助します

市では、市内の小中学校に通う児童生徒が、経済的な理由で就学が困難と認められた場合に、保護者に対して、学校生活に必要な経費(学用品費・給食費・修学旅行費など)の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図っています。
なお、毎年度申請が必要ですので、昨年度認定された人も必ず申請してください。

【対象となる家庭】

▽市民税が非課税
▽児童扶養手当の支給を受けている

▽そのほか経済的な事情があるなど

【申請方法】

お子さんが在籍する(または入学する)学校にある申請書に、必要事項を記入し、各学校へ提出してください。

【申請期限】 4月28日(木)

※申請期限後も随時受け付けますが、申請が遅くなると援助額が減額となる場合がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

各小中学校
教育総務課 ☎1733

春の鹿野川湖周遊企画

第21回鹿野川湖ドラゴンボート大会

【日時】 5月15日(日) ※小雨決行
荒天時 6月12日(日)

▽受け付け 午前8時30分～
▽開会式 午前9時～
▽レース 午前9時20分～

【場所】 鹿野川湖漕艇場

【申込方法】

参加申込書に必要事項を記入のうえ、郵送またはFAXで申し込んでください。申込書は、市公式ホームページからダウンロードできます。

※先着45チーム

【参加料】 1チーム3,000円

【申込期限】 5月2日(月)必着

【申し込み・問い合わせ先】

〒797-1592

大洲市肱川町山鳥坂74番地
大洲市肱川支所地域振興課内
春の鹿野川湖周遊企画部会
☎34-2311 FAX34-2454



鹿野川湖テニス大会(硬式)

【日時】 6月5日(日)

▽受け付け 午前8時30分～
▽試合開始 午前9時～

【場所】 鹿鳴園テニスコート

【種目】 男子ダブルス・女子ダブルス ※先着48ペア

【参加資格】 オープン

【試合方法】

予選 6ゲーム先取・ノーアドバンテージ

本戦 6ゲームマッチ・ノーアドバンテージ

【参加料】 1ペア3,000円

【申込方法】

参加申込書に必要事項を記入のうえ、メールまたはFAXで申し込んでください。申込書は、大洲市立肱川風の博物館・歌麿館ホームページからダウンロードできます。

【申込期限】 5月19日(木)必着

【申し込み・問い合わせ先】

大洲市立肱川風の博物館・歌麿館

☎34-2181 FAX34-3966

(<http://www.kazehaku.jp/>)

高齢者向け臨時福祉給付金のお知らせ 65歳以上で市民税の均等割が非課税のみなさんへ

平成27年度分の市民税の均等割が課税されていない人で、平成28年度中に65歳以上となる人は、高齢者向け臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります。

高齢者向け臨時福祉給付金とは

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及ぶにくい低年金生活者などの高齢者を対象に、臨時的な措置として支給する給付金です。

保護者などではない人

【支給額】

支給対象者一人につき3万円

【申請先】

基準日において、住民登録がされている市町村

【申請期間】

4月1日(金)～7月1日(金)

【その他】

▽申請期間を過ぎると、お支払いできません。ご注意ください。
▽支給対象となる可能性のある人には、4月上旬に申請書などを郵送します。

【支給対象者】

次の条件のすべてに該当する人
▽平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる人
▽基準日（平成27年1月1日）に大洲市住民基本台帳に記録されている人

【問い合わせ先】

臨時福祉給付金に関すること

社会福祉課地域福祉係

☎24-1715

市民税に関すること

税務課市民税係

☎24-1711

▽平成27年度分の市民税の均等割が課税されていない人（ただし、市民税の均等割が課税されている人の扶養親族などを除く）
▽生活保護制度内で対応される被

農業などに関する補助事業を活用しませんか ～耕作放棄地対策・森林(もり)づくり対策～

「耕作放棄地対策」

耕作放棄地対策施設整備事業補助金

【補助対象者】

事業未実施者のうち、市内に住所を有する個人、事務所または事業所を有する農業法人および農業生産組織

【補助要件】 次の要件を満たすこと

- ▽1年以上耕作放棄地となっている市内の農地または2年以上保全管理をしている市内の農地を耕作する人
- ▽自己の責によらない事由により作物の転換をしなければならぬ市内の農地を耕作する人

【補助金額】 資材購入価格の30%（30万円を限度）

耕作放棄地再生緊急対策交付金

【補助対象者】

農業を行っている人、農業者組織、農業へ参入する法人など

【補助要件】 次の要件を満たすこと

- ▽原則、使用貸借した農地を再生する場合
- ▽農業振興地域内の農地で農業委員会が荒廃農地と判断した箇所

▽再生利用から5年間以上の耕作を行うこと など

【補助対象活動】

再生作業、土壌改良、営農定着、農道・用排水路など

【補助金額】 50,000円/10a

※重機を用いて行う場合などは1/2以内 など

「森林(もり)づくり対策」

木造住宅建築促進事業

【補助対象者】

市内に自ら居住するために住宅を新築する人

【補助要件】 次の要件を満たすこと

- ▽南予産材を主要部材の材積の60%以上を使用
- ▽延べ床面積50㎡以上

【補助金額】

▽材積1㎡当たり10,000円を乗じた額（30万円を上限）

▽大洲市土地開発公社の分譲地を新たに購入し、新築する場合は材積1㎡当たり15,000円を乗じた額（50万円を上限）

【申請・問い合わせ先】 農林水産課 ☎24-1727

狂犬病予防注射と畜犬登録を忘れずに

生後91日以上の子犬の飼い主は、19ページ日程表の会場で注射や登録を済ませてください。できるだけ自分の住所地で実施してください。

期間中に注射や登録ができない場合は、指定動物病院へ連れて行くか、往診してもらいましょう。

なお、飼い犬の死亡、所有者や所在地に変更があった場合には、届け出が必要です。

狂犬病予防注射

狂犬病予防注射は、年1回受けることになっています。ぜひこの機会に済ませてください。

畜犬登録

首輪につける犬鑑札は、飼い主と犬との絆の証しです。必ず畜犬登録をしましょう。

※平成7年度以降に登録した場合、再登録の必要はありません。



料金（1頭につき）

▽予防注射 3,000円

▽畜犬登録 3,000円

【市内の指定動物病院】

▽くぼた動物病院（新谷）

☎ 25 3223

▽岡どうぶつ病院（中村）

☎ 23 1511

▽ふじさわ動物病院（東大洲）

☎ 23 2331

▽西大洲動物病院（西大洲）

☎ 23 3303

【問い合わせ先】

市民生活課

長浜支所

舩川支所

河辺支所

☎ 24 1710

☎ 52 1113

☎ 34 2331

☎ 39 2113

狂犬病とは

世界保健機構（WHO）によると、全世界で毎年35,000～50,000人が狂犬病により死亡している。狂犬病は、アジアでの発生が大部分で、アジア、アフリカでは狂犬病の犬から多く感染している。また、南米では、吸血コウモリによる家畜の狂犬病が、経済的な被害を及ぼしている。北米およびヨーロッパなどでは、人の狂犬病は少ないが、アライグマ、スカンク、キツネ、コウモリなどの野生動物の狂犬病を根絶できないでいる。

日本では、1957年以降狂犬病の発生は報告されていない。これは、犬へのワクチン接種と検疫の徹底が大きな要因と考えられている。

（国立感染症研究所ホームページより抜粋）

きりーとーりーせーん

狂犬病予防注射・畜犬登録申込用紙

住所・電話番号	飼い主の氏名	畜犬登録	犬の種類	毛色	性別	大きさ	犬の名前	犬の生年月日
大洲市 ()区 電話 -		有 無			オス メス	大型 中型 小型		年 月 日
		有 無			オス メス	大型 中型 小型		年 月 日

▽料 金（1頭につき） 予防注射3,000円 畜犬登録3,000円

（申込用紙と料金は、会場でお渡しください。登録には飼い主の印鑑が必要です）

▽畜犬登録済の場合、確認のため犬鑑札を首輪に付けて来てください。

▽お願い ①犬を自由に扱える人が連れて来てください。 ②引き綱は丈夫なものを使用し、首輪の点検をしておいてください。

③注射・登録場所での犬のふんは、飼い主が責任をもって始末してください。 ④犬の体調が悪い場合は、当日獣医師に申し出てください。

狂犬病予防注射と畜犬登録の実施日程

長浜地域

月 日	場 所	時 間
4月7日(木)	白滝公民館柴分館	8:50~9:00
	白滝公民館	9:05~9:15
	加屋集会所前	9:20~9:30
	旧戒川小学校	9:45~9:55
	黒田クローケー場前	10:20~10:30
	旧喜多灘小学校	10:40~10:50
	今坊友愛館	10:55~11:05
	長浜ふれあい会館	11:15~11:30
	出石駅前	11:40~11:50
	大和公民館	13:00~13:10
	相生橋	13:20~13:30
	元曲淵バス停	13:35~13:45
	豊茂公民館	13:50~14:00
	出海公民館	14:30~14:40
	櫛生福祉センター	14:50~15:00
	須沢バス停	15:10~15:20
	沖浦公民館	15:30~15:40
長浜支所	15:45~16:00	
5月17日(火)	白滝公民館	9:00~9:10
	大和公民館	9:20~9:30
	豊茂公民館	9:40~9:50
	出海公民館	10:20~10:30
	櫛生福祉センター	10:40~10:50
	今坊友愛館	11:10~11:20
長浜支所	11:30~11:45	

肱川地域

月 日	場 所	時 間
5月12日(木)	中津集会所	9:00~9:10
	予子林自治センター	9:40~10:00
	郷集会所	10:05~10:15
	八重栗集会所	10:45~10:55
	旧J A愛媛たいき宇和川事業所倉庫前	11:00~11:20
	道野尾(北川敬恒氏宅前)	11:35~11:55
	共栄集会所	13:10~13:15
	瓜畦(富永加朗氏宅前)	13:30~13:40
	瓜畦(団地ゴミ収集場)	13:45~14:00
	協生集会所	14:05~14:15
	中居谷集会所	14:30~14:40
	嘉城集会所	14:55~15:05
	羽座谷集会所	15:20~15:25
	5月16日(月)	小藪集会所
師走野集会所		9:00~9:10
旧JR白石車庫前		9:25~9:35
広常集会所		9:45~10:00
大平集会所		10:15~10:35
森集会所		10:45~10:55
肱栄集会所		11:05~11:10
久下(久下登り口)		11:15~11:20
下鹿野川河原		11:30~11:50
京造(富永勲氏宅付近)		13:10~13:15
月野尾集会所		13:25~13:35
見の越集会所手前広場		13:45~13:50
かわかみ荘(正面前の駐車場)		14:05~14:15
下嵯峨谷集会所		14:35~14:45
岩谷自治センター		15:00~15:15
下敷水バス停		15:25~15:30

大洲地域

月 日	場 所	時 間
4月11日(月)	高山西集会所	9:00~9:10
	打越集会所	9:25~9:35
	初尾集会所	9:55~10:05
	上須戒連絡所	10:15~10:45
	八多浪集会所	11:10~11:30
	峠集会所	11:40~11:50
	石仏集会所	13:10~13:20
	三善連絡所	13:40~14:00
	中場集会所	14:15~14:25
	八多喜連絡所	14:35~15:00
	肱北公民館五郎分館	15:15~15:35
	市木集会所	15:50~16:00
	肱北公民館田口分館	16:10~16:30
	4月12日(火)	小鳥越集会所
中山東集会所		9:25~9:35
小倉集会所		9:50~10:00
父集会所		10:10~10:20
裾野集会所(大竹分校跡)		10:25~10:35
宇津集会所		10:55~11:15
菅田連絡所		11:25~11:45
新谷第4部消防詰所横		13:00~13:10
柳沢桐の目バス停		13:20~13:35
居場集会所		13:45~13:55
田処商店(旧J A愛媛たいき田処店)		14:10~14:30
柳沢連絡所		14:40~15:00
野佐来集会所下道路広場		9:00~9:15
長谷本谷集会所		9:30~9:40
4月14日(木)	平野連絡所	10:05~10:25
	平野公民館平地上分館	10:40~11:10
	大根鳳林寺	11:30~11:50
	明日香集会所(ゲートボール場)	13:10~13:25
	新谷連絡所	13:50~14:20
	新谷中組お庵	14:30~14:50
	菅田朝日集会所	15:00~15:30
	徳森児童センター	15:40~16:00
	南久米連絡所	9:00~9:10
	大川第5部消防詰所横	9:25~9:35
	JA愛媛たいき蔵川支所裏	9:45~9:55
	大川橋(森山側)	10:15~10:25
	大川連絡所付近(大成保育所横)	10:30~10:50
	袖木観光駐車場	11:10~11:20
久米公民館	11:40~11:55	
4月15日(金)	只越2集会所	13:10~13:25
	大洲市民会館	13:40~14:00
	肱北公民館	14:10~14:25
	大洲市総合体育館	14:35~14:55

河辺地域

月 日	場 所	時 間
5月13日(金)	上大成(集会所上三叉路)	8:40~8:50
	中大成集会所下	8:55~9:05
	植松(藤原氏宅付近)	9:10~9:20
	植松中津線・松の久保分岐(市道)	9:25~9:35
	出合(郵便局付近)	9:40~9:50
	古宮(森氏宅付近)	9:55~10:05
	三久保集会所	10:10~10:20
	宮谷集会所	10:30~10:40
	日除集会所	10:50~11:00
	川上(三杯谷の滝付近)	11:05~11:15
	山王(集会所付近)	11:20~11:30
	川崎(岩井氏宅付近)	11:35~11:45
	ふるさとの宿付近	13:00~13:10
	竹の瀬(三嶋建設付近)	13:15~13:25
	神納(山岡氏宅付近)	13:30~13:40
	一の瀬(佐伯氏宅付近)	13:45~13:55
	用の山(山田氏宅付近)	14:00~14:10
	寺藪(河都大橋付近)	14:25~14:35

平成28年度 がんばるひと応援事業補助金について

市では、元気で明るいまちづくりを推進するため、地域や団体のみなさんが取り組む「魅力ある地域づくり事業」に対し、補助金を交付します。

【補助対象事業】

地域で取り組む6次産業化や地域間の交流促進、コミュニティの強化など、地域の課題解決や一体的発展のために取り組む新規事業または拡充・改善に取り組む事業で、平成28年度中に実施するものが対象です。

ただし、単なる施設整備事業や施設の運営・維持管理事業、親睦会的な事業は対象外です。

【補助対象期間】

継続して実施する事業は、原則3年間を上限とし、毎年度審査を行います。

【補助対象団体】

市内に活動場所がある団体、地域の自治会 など

【補助金額】

総事業費のうち、補助対象経費の10分の9にあたる金額
(1事業200万円が上限)

【申請方法】

事業計画書、収支予算書、その

他参考資料（支出の根拠となる見積書 など）を担当課へ提出してください。

申請用紙などは、担当課、各支所、公民館・連絡所にあります。
また、市公式ホームページからもダウンロードができます。

【計画書受付期間】

4月1日(金)～28日(木)

【補助事業の決定方法】

補助する事業や補助対象経費は、審査委員会による審査を経て決定します。

【その他】

▽6次産業化に関する事業は、事前に農林水産課へご相談ください。

▽平成28・29年度に、国・県などの助成と合わせてこの補助金を申請する場合は、事前にご相談ください。

【問い合わせ先】

企画政策課 ☎24-1728
農林水産課 ☎24-1727

市内中心部の移動はワンコイン(100円)で ～公共交通のご案内～

市では、民間事業者が運行するバス路線のうち、市内中心部区間をワンコイン(100円)でご利用いただけるよう制度を設け、公共交通の利用促進に努めています。

また、市内中心部の循環バス「ぐるりんおおず」は、一律100円で運行されています。ぜひご利用ください。

【100円で利用できる区間】

大洲病院～大洲記念病院の区間内

※区間内で乗車して下車する場合に限りです。

【対象バス路線】

▽伊予鉄南予バス 八幡浜～長浜線

▽宇和島自動車 大洲病院～鹿野川線

【利用方法】

バスを降りる際に、整理券を運転手に手渡してから100円を運賃箱に入れてください。

【問い合わせ先】

企画政策課 ☎24-1728
伊予鉄南予バス 大洲営業所 ☎24-3148
宇和島自動車 大洲営業所 ☎24-2171
肱南観光バス(ぐるりんおおず) ☎25-0045

行政不服審査法の改正について

行政不服審査法が制定後約50年ぶりに全面的に改正され、4月1日(金)から施行されます。

行政不服審査制度とは、国・県・市などが行った処分について不服がある場合に、その行政機関に対し、調査・審議を求めることができる制度です。

公正性や使いやすさを向上させるため、次のような改正が行われました。

審理員制度の導入

審理において、職員のうち処分に関与しない者が両者の主張を公正に審理します。

第三者機関への諮問手続の導入

裁決について、有識者からなる第三者機関が点検します。

審査請求期間の延長

不服申立てをすることができる期間を、60日から3カ月に延長します。

※詳細については、市公式ホームページまたは担当課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】総務課 ☎24-1724

後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料を見直しています。医療給付費は、高齢化が進んでいることや医療の高度化などにより、年々増加しています。

愛媛県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の保険料負担をできる限り増やさないう、財政安定化基金（国・県・広域連合が3分の1ずつ積み立て）を活用することとしたうえで、平成28・29年度の保険料を改定しました。

保険料の計算方法

一人あたりの保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

保険料（年額）	=	均等割額	+	所得割額
限度額57万円 (57万円) ※10円未満切捨て		46,308円 (45,231円)		$\left(\begin{array}{l} \text{総所得金額など} - 33\text{万円} \\ \text{【基礎控除額】} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{所得割率} \\ 9.16\% \\ \text{(9.05\%)} \end{array}$

() 内は平成26・27年度の数値

保険料の負担を軽減します

【所得の低い人】

世帯の所得水準に応じて、均等割額を最大9割軽減します。今回も、2割軽減と5割軽減の対象が拡大されました。また総所得金額などから33万円（基礎控除額）を差し引いた金額が58万円以下の人は、所得割額を5割軽減します。

【被用者保険の被扶養者であった人】

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

年金収入ごとの保険料額（単身世帯の一例）

年金収入	軽減割合	平成28・29年度年額の保険料（26・27年度値）	比較
80万円	均等割9割軽減	4,630円（4,520円）	110円増
150万円	均等割8.5割軽減	6,940円（6,780円）	160円増
200万円	均等割2割軽減 所得割5割軽減	58,570円（57,450円）	1,120円増

社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用を、公費（国・県・市町の負担金）で約5割、後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で約4割、残りの約1割を被保険者が保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

【問い合わせ先】 愛媛県後期高齢者医療広域連合 ☎089 (911) 7733
保険年金課高齢者医療係 ☎24-1713

焼却ごみの祝日受け入れについて

環境センターでは、市民サービス向上を図るため、新たに4月から年始を除く祝日（振り替え休日含む）の焼却ごみ受け入れを開始します。ぜひ、ご利用ください。

【受け入れ時間】

- ▽祝日が月・金曜日の場合
午前8時30分～午後4時30分
- ▽祝日が土曜日の場合
午前8時30分～正午
- ▽祝日が第一日曜日の場合
午前8時30分～正午
- ▽祝日が第一日曜日以外の日曜日の場合
受け入れは行いません

【問い合わせ先】

環境センター ☎②⑥ 1615

【お詫びと訂正】

ごみ出し7種分別表（ごみの出し方）の裏面に記載しています「ごみ処理場」のうち、もやすごみ欄上から5行目にあります「（祝日及び1月1日～1月3日までを除く）」は、「（1月1日～1月3日までを除く）」の誤りです。お詫びして、訂正いたします。※詳細は、上記をご覧ください。

【問い合わせ先】

市民生活課 ☎②④ 1710

有害鳥獣捕獲の実施について

4月1日（金）から10月31日（月）までの間、休猟区を含む市内全域で、銃器およびわなによるイノシシやカラスなどの有害鳥獣の捕獲を実施します。捕獲期間中に、農作業や山登り、山菜取りなどを行う場合は、目立つ服装をするなど十分注意してください。

また、県内でイノシシに襲われたと思われる人身事故が発生しました。イノシシを見かけたら絶対に近づかず避難してください。なお、鳥獣害対策のため農地などに電気さくが設置されていることがあります。電気さくを見かけるとも絶対に触らないでください。

【問い合わせ先】

農林水産課 林業振興係 ☎②④ 1727



軽自動車税の減免申請について

【対象となる要件】

身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付（交付日が平成28年3月31日まで）を受けている人が軽自動車を所有する場合、一定の条件を満たせば、軽自動車税が減免されます。

※減免の台数は、普通自動車なども含めて対象者1人につき1台限りです。

【対象車両】

- ①障がい者、戦傷病者本人が所有する軽自動車
- ②障がい者と生計を共にする人が所有する軽自動車
 - 知的障がいの場合 判定Aのみ
 - 精神障がいの場合 1級のみ
 - 身体障がいの場合 18歳未満
- ③車椅子の昇降装置や固定装置などを備えた、構造上障がい者が利用すると認められる軽自動車

※車検証の車体形状欄に「車いす移動車」などの記載があるもの

【申請に必要なもの】

申請書、車検証、印鑑（認め印で可）、運転免許証、障害者手帳などの原本（ただし、対象車両③の軽自動車は不要）

なお、対象車両②の軽自動車につきましては、前記以外にも「健康保険証」または「生計同一証明書」が必要です。

※今回の減免申請時より、申請書に個人番号を記載していただくことになりました。窓口申請時に確認させていただきますので、マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちください。

【受付期間】 4月4日（月）～11日（月）

【申請・問い合わせ先】

税務課収納係 ☎24-1711
長浜支所 ☎52-1197
肱川支所 ☎34-2324
河辺支所 ☎39-2113



平成28年度土地・家屋に関する資料の閲覧について

縦覧帳簿の縦覧

平成28年度固定資産税「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧を行います。縦覧できる人は、固定資産税の納税義務者またはその代理人などです。

【期間】

4月1日(金)～5月2日(月)
(土日・祝日は除く)

【時間】

午前8時30分～午後5時15分

【場所】

税務課および各支所
【縦覧に必要な物】
運転免許証など、本人確認のできるもの

※代理人が縦覧される場合は、委任状をご持参ください。

【手数料】

無料
(縦覧帳簿のコピーは不可)

課税台帳の閲覧

納税義務者や借地・借家人などの権利関係のある人は、当該資産の課税台帳を閲覧することができます。閲覧期間・時間・場所および手数料は縦覧と同じです。

※権利関係のある人が閲覧される場合は、確認できる書類(登記事項証明書・賃貸借契約書など)をご持参ください。

【問い合わせ先】

税務課固定資産税係
☎241711

一時預かり事業開始

本年4月から平成29年3月までの1年間、愛媛帝京幼稚園で実施の一時預かり事業を休止し、市立三善保育所にて実施します。

この事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったお子さんを、昼間保育所にて一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

利用を希望される人は、前月の20日までに、利用受け付けや登録を行ってください。利用状況によ

り空きがある場合は、随時受け付けをします。

【時間】

午前7時30分～午後6時30分

【料金】

1500円/日

【対象】

3歳以上の未就園児童
【利用日数】 週2～3回程度
※一時預かり事業は、大洲乳児保育所でも実施中です。

【問い合わせ先】

市立三善保育所 ☎260162

自衛隊幹部候補生・予備自衛官補募集のお知らせ

採用区分	応募資格	受付期間	試験期日	待遇・その他
幹部候補生	一般 (飛行・音楽要員含む) 【大卒程度試験】 22歳以上26歳未満の人 ※20歳以上22歳未満の人は大卒(見込み含む) 【院卒者試験】 修士課程修了者など(見込み含む)で、20歳以上28歳未満の人	5月6日(金)まで	1次：5月14日(土)・15日(日) (15日は飛行要員のみ) 2次：6月14日(火)～17日(金) 3次(海・空飛行要員のみ) 海：7月11日(月)～15日(金) 空：7月16日(土)～8月4日(木)	【入隊】 平成29年3月下旬～4月上旬。入隊後約1年で3等陸・海・空尉(自衛隊幹部)
	歯科・薬剤科 【歯科】 20歳以上30歳未満かつ専門の大卒(見込み含む)の人 【薬剤科】 20歳以上28歳未満かつ専門の大卒(見込み含む)の人			【入隊】 平成29年3月下旬～4月上旬。歯科は、入隊後約6週間で2等陸・海・空尉。薬剤科は、入隊後約1年で2等陸・海・空尉
予備自衛官補	一般 18歳以上34歳未満	①4月8日(金)まで ②7月1日(金)～9月16日(金) ※第2回は実施しない場合があります。	①4月15日(金)～19日(火) ②9月30日(金)～10月3日(月) ※いずれか1日を指定します。第2回は実施しない場合があります。	教育訓練招集手当 日額7,900円 教育訓練 【一般】 50日 / 3年以内 【技能】 10日 / 2年以内
	技能 18歳以上で、保有する技能に 応じ53歳～55歳未満			

【問い合わせ先】 愛媛地方協力本部大洲地域事務所 (大洲市大洲678-1) ☎24-4123

**住宅用火災警報器を
設置していただけますか**
消防署からのお知らせ

消防法の改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器（煙感知方式）の設置が義務付けられています。

火災から大切な家族の命や財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
まだ設置されていない人は、早めの設置をお願いします。

設置する際の注意点

▽寝室に設置しましょう。
▽寝室が2階にある場合は、2階に通じる階段の上にも設置しましょう。
▽長年設置している警報器は、作動状況をテストしましょう。

▽取扱説明書をよく読み、正しい位置に設置しましょう。

※市内でも、住宅用火災警報器の作動で異常に気付き、火災を未然に防ぐことができた例が数件あります。

【問い合わせ先】

大洲消防署本署 ☎2401119
長浜支署 ☎5201119
川上支署 ☎342851

**手話通訳者および要約筆
記者養成研修について**

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する手話通訳者、および要約筆記者の養成研修の受講希望者を募集します。

手話通訳者

【研修期間】5月～平成29年1月
※月1回（土・日曜日）

【会場】西条市内、宇和島市内

【定員】

西条会場30人、宇和島会場20人

【受講対象】

県内に居住または勤務する人で、手話通訳者養成講習会（通訳Ⅰ）の修了者、または同程度の手話技術を有する人

要約筆記者

【コース】

手書きコース、パソコンコース

【研修期間】5月～平成29年2月

※月1回～5回（土・日曜日）

【会場】西条市内

【定員】20人

【受講対象】

県内に居住または勤務する人
※ただし、要約筆記奉仕員養成研修修了者については、補講コースを受講可能です。

【共通申込期間】

4月1日（金）～28日（木）

【申し込み・問い合わせ先】

愛媛県視聴覚福祉センター
☎089（923）9093

**松山自動車道の
夜間通行止めについて**

▽大洲北只IC～西予宇和IC間
（2夜間）

【規制日時】

4月11日（月）夜～13日（水）朝
各日午後8時～翌朝午前6時

【迂回路】国道56号

【問い合わせ先】

西日本高速道路（株）四国支社
愛媛高速道路事務所
☎089（905）0181

年金出張相談 ※要電話予約

大洲地域

時 4月5日（火）・19日（火）
午前10時～午後3時30分
場 大洲市総合福祉センター
問 松山西年金事務所
☎089（925）5105

人権相談

大洲地域

時 4月20日（水） 午前10時～正午
場 人権啓発課（別館3階）
問 急ぐ時は法務局大洲支局
☎0570（003）110
人権啓発課
☎24-1746

行政相談（総務省）

大洲地域

時 4月20日（水） 午前9時～正午
場 市役所3階第2会議室
問 総務課行政係 ☎24-1724

長浜地域

時 4月22日（金） 午後1時～4時
場 長浜体育館1階会議室
問 長浜支所 ☎52-1111

肱川地域

時 4月5日（火）
午後1時30分～4時30分
場 肱川公民館2階青年室
問 肱川支所 ☎34-2320

河辺地域

時 4月8日（金） 午前10時～正午
場 河辺老人福祉センター
問 河辺支所 ☎39-2112

不動産無料相談

時 4月15日（金）
午前10時～午後4時
場 宅建協会大洲地区連絡協議会
問 ビアスプランニング（株）
☎25-1747